

「学校における働き方改革の成果と今後の展開」について（概要）

I これまでの取組状況及び成果

1 都立学校の状況

● 教員の1週間当たりの在校時間の状況

◇ カードシステムデータ（平成30年6月の1週間当たりの平均）と「東京都立学校教員勤務実態調査（平成29年6～7月の任意の1週間平均）」との比較

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長



● 長期休業期間中における学校閉庁日等の設定及び実施状況

■ 実施状況 高等学校31校、特別支援学校31校で学校閉庁日の設定を先行実施

● 部活動指導員の導入状況と効果

■ 導入状況 高等学校127校（167課程）に対して376名を配置
 ■ 効果 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減
 専門的指導を受けたいという生徒や保護者のニーズに応え、技能が向上

2 都内公立小・中学校の状況

● 教員の1週間当たりの在校時間の状況

◇ 平成30年に勤務実態調査を実施した区市（2区2市）における実績を基に算出した在校時間と「東京都立学校教員勤務実態調査（平成29年6～7月の任意の1週間平均）」との比較

□ 教諭（主幹教諭・指導教諭・主任教諭を含む。）



□ 副校長



● スクール・サポート・スタッフの導入状況と効果

■ 導入状況 34区市町村 435校を補助対象に決定
 ■ 効果 勤務時間の縮減効果 ▲3.2時間（削減時間/週） ▲38分（削減時間/日）
 （都内配置校397校の実績・10月中任意の1週間を比較）

● 学校マネジメント強化モデル事業の実施状況と効果

■ 実施状況 29年度12校、30年度からは120校でモデル実施
 ■ 効果 副校長在校時間の縮減効果 《小学校》 ▲11時間55分（削減時間/週）
 《中学校》 ▲8時間00分（削減時間/週）

● 部活動指導員の導入状況と効果

■ 導入状況 16区市112校、220名を補助対象に決定
 ■ 効果 部活動指導員の配置に伴う顧問の平均指導時間が2時間32分減
 ※ 中学校における顧問1人当たりの指導時間/週

3 区市町村における働き方改革の取組状況

	策定済み	年度内に策定予定	31年度に策定予定	検討していない
取組方針・計画等の策定状況	15	32	9	6

※「検討していない」は全て島しょ地域の町村

	把握している	把握していない	出勤状況のみ把握
在校時間の把握状況	35	7	20

※「把握している」と回答した35の地区のうち、ICTの活用やタイムカードなどにより出勤・下校時刻を客観的に把握している割合は14地区

※平成31年3月末までに都の事業を活用し、カードシステム等の整備が完了する区市町村は7地区

	導入済み	導入予定あり	検討中	未定
統合型校務支援システムの導入状況	30	6	16	10

	実施済み	検討中	未検討
学校閉庁日等の実施状況	40	18	4

(平成30年12月時点、数値は区市町村数)

II 今後の展開

1 平成31年度の主な取組

● 都立学校における取組

- カードシステムにより把握した教員の在校時間データを基に、管理職が長時間労働となっている教員に対する指導・助言や産業医面接の勧奨を実施
- 長期休業期間中等において学校閉庁日を原則5日以上設定
- 各学校で定時退庁日を設定する等、ライフ・ワーク・バランスの推進運動を全校で展開
- 「都立学校スマートスクール構想」の実現に向けた検討
- 副校長の業務を補佐する人材を配置するモデル事業を14校で実施

● 小・中学校における取組

- 在校時間を把握するためのシステムや統合型校務支援システム等の導入を進める区市町村に対し財政支援を実施
- 小学校における英語の専科指導教員を70人に拡充
- スクール・サポート・スタッフ配置支援事業の実施規模を1000校に拡充
- 副校長の業務を補佐する人材を配置するモデル事業を小・中学校120校で実施

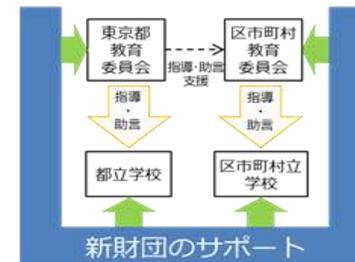
● 都内公立学校共通の取組

- 教員OB等を活用したワークシェアにより、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を全校で実施（小・中学校はモデル実施）
- 退職教員等を対象に多様な働き方をPRし、働く意欲を醸成
- 運動部・文化部活動の運営に関する実践的な内容を含む包括的な手引きとして「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を作成
- 部活動指導員の配置規模を拡充（小学校を除く。）

● 学校を支援する新財団の設立

- 「教員の負担軽減」と「教育の質の向上」の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする全国初の多角的支援機関として、財団法人を設立
- 新財団においては、平成32年度以降順次、三つの機能（多様な人材の確保、教員サポート、学校の事務センター）を柱として展開し、学校の実情を踏まえた継続的な支援を実施

<新財団のサポート（イメージ）>



2 国のガイドラインを踏まえた今後の対応について

- 中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を答申（H31.1.25）
- 文部科学省から学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（H31.1.25）

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の内容

（上限の目安時間）

- ① 1か月の在在等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在在等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は特例的な扱いあり

- 国のガイドラインにおいては、その実効性を担保するため、服務監督権者である各教育委員会に対し、本ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めており、今後、都教育委員会においても、都立学校における方針等を策定

- 方針等の策定に当たっては、これまでの取組の成果等を踏まえつつ、今後出される国からの詳細な考え方等を参考に、国のガイドラインに適切に対応できるよう具体的に検討